

包括的支援体制の構築

墨田区ではこれまでも区と社会福祉協議会が連携し、個別支援と地域づくりを推進してきました。これからも地域共生社会の実現に向けて、地域資源を活かした包括的支援体制の強化を図ります。

○ 福祉各制度の相談支援機関やその他の機関との協力、連携体制の強化

複雑的、複合的な課題を抱える個人・世帯の課題の解決に向け、制度として既に確立している、相談支援機関と連携し、包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、支援する体制づくりを進めます。

○ 複雑的、複合的な課題等を解決に導くための組織整備

単独の支援機関では対応が難しい複雑的・複合的課題、制度の狭間の事例の調整役を担い、支援の方向性を定めるなど、既存の相談機関の結節点となり、連携を図りながら多機関協働事業を実施する組織を整備します。

○ 「地域福祉プラットフォーム」の機能強化

これまで社会福祉協議会が展開してきた「地域福祉プラットフォーム事業」を区が進める「包括的支援体制の強化」の地域の拠点として位置づけ、住民主体の活動の場、CSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）による相談の場、地域の福祉としてさらに推進していきます。

○ アウトリーチ等を通じた継続的な支援

「複雑的・複合的課題を抱えているために必要な支援が届いていない」「自分で相談に来ることができない」「そもそも相談することを知らない」など、地域に埋もれた課題を掘り起こし、必要な支援が届いていない個人・世帯に必要な支援を届けるための活動も充実していきます。

包括的支援体制イメージ図



「重層的支援体制整備事業」の活用

平成 30 年 4 月 1 日に施行された社会福祉法の改正により、「包括的支援体制の整備」が区市町村の努力義務となりました。

また、令和 3 年 4 月 1 日に施行された社会福祉法の改正では、市区町村が包括的支援体制を整備するための事業として、国による「**重層的支援体制整備事業**」が創設されました。これは次の 3 つの事業を一体的に実施する事業です。

包括的な相談支援

高齢、障害、子ども、貧困などの分野や世代などを問わない相談の受け止めや、多機関協働事業など

社会参加に対する支援

社会との関係が希薄化し、参加に向けた支援が必要な人のための、地域の社会資源などを活用した社会とのつながりづくりに向けた支援など

地域づくりに向けた支援

高齢、障害、子ども、貧困などの分野や世代などを超えて交流できる居場所の整備、人と人をつなぎ、顔の見える関係性や気にかかけあ関係性づくりを地域で促すための支援など

この事業を実施する自治体に対しては、国から交付金が交付されますが、墨田区は、この「**重層的支援体制整備事業**」を活用し、包括的支援体制の整備を図ります。